大分家庭裁判所委員会議事要旨

1 開催日時

平成22年6月18日(金)午後3時00分から午後4時30分まで

2 開催場所

大分家庭裁判所大会議室

3 出席委員

阿部俊作,石垣光雄,今井和桂子,宇根谷孝子,加藤 誠,小林 寬,佐藤敬子, 玉田龍一郎,長濵庄子,深田茂人(五十音順,敬称略)

4 議事内容

- (1) 新委員自己紹介(石垣委員,今井委員)
- (2) 委員長代理(今井委員)の指名
- (3) 調停委員の任用状況についての説明
- (4) 調停手続に関与する職員(家庭裁判所調査官及び裁判所書記官)の役割についての説明
- (5) 成年後見制度について

ア DVD「成年後見~利用のしかたと後見人の仕事~」を視聴

イ 意見交換(:委員, :裁判所)

成年後見の申立てをするには,必要な資料がかなり多く,資料を揃える だけで大変だと思った。

成年後見の審判をする上での必要最小限の書類の提出をお願いしている。必要書類について不明な点や疑問点があれば,家庭裁判所の窓口に気軽に相談していただきたい。

本人の住民票上の住所と生活の本拠が異なる場合には、どこの家庭裁判所に成年後見の申立てをすればよいか。

本人の生活の本拠土地を管轄する家庭裁判所である。

DVDでは,本人の子が成年後見の申立てをしていたが,身寄りのない 一人暮らしのお年寄りの場合は,誰が成年後見の申立てをするのか。

そのような場合には,市町村長が申立てをすることができる。ただ,身寄りがなく,財産も少ない場合には,後見人を探すのが難しいというのが

現状である。

後見人は、本人の財産管理や身上監護のほか、家庭裁判所への報告もしなければならないことから、後見人の職務は忙しく、その責任も重いと感じた。もし、私が自分の親の後見人に選任されたとしたら、自分の仕事と後見人の職務を両立できるか不安がある。

DVDでは,後見人の義務が強調されていたように思う。家庭裁判所が 後見監督人を選任して財産管理等を行う場合もあるので,後見人の義務ば かりを気にしなくてもよいのではないか。

どのような場合に親族以外の第三者が後見人に選任されるのか。

例えば,親族間で相続争いが予想される場合などである。また,身上監護と財産管理を分けて,身上監護については親族を,財産管理については 親族以外の第三者をそれぞれ後見人として選任する場合もある。

第三者後見人として選任されるのは、どのような職種の人か。

弁護士,司法書士,税理士,社会福祉士などである。

今後,高齢化社会が進展するに伴って,成年後見事件は毎年増加していくことが予想される。そうすると,弁護士,司法書士,税理士,社会福祉士といった職種だけでは後見人が不足することが懸念される。これからは,市民後見人の養成が必要となるだろう。

任意後見制度はあまり利用されていないようである。その理由としては,判断能力があるときに,将来判断能力が低下するのに備えて,任意後見の契約をしようと考える人が少ないし,任意後見の契約をするにしても,よほど信頼できる人と契約する必要があるからではないだろうか。

5 次回期日等について

(1) 日時

平成22年10月14日(木)午後3時から

(2) テーマ

「少年事件の保護的措置(社会奉仕活動等)」について

(3) 場所

大分家庭裁判所大会議室